



2013 Vol.22

秋色柿（羽咋市）

ほうじん ななお

 公益社団法人 七尾法人会



公益社団法人第1回通常総会 公益事業の積極的推進

6月3日、加賀屋において、尾田七尾税務署長を始め多くの来賓を迎え、公益社団法人七尾法人会第1回通常総会が開催された。

会長あいさつの後、【報告事項】平成25年度事業計画及び収支予算について報告、引き続き、【審議事項】平成24年度事業実施報告とそれに伴う収支報告及び役員選任(案)が説明され承認され、満場一致で可決された。総会に引き続き記念講演会を開催。

記念講演

政治評論家屋山太郎氏より「激動する内外の重要問題を衝く」の演題で記念講演が行われた。(主な内容は次のとおり。)



アベノミクスが動き出したら、日本は良くなる。が、失われた20年と言われる原因を直しておかないと、再び、元に戻りかねない。この失われた20年の根源は、財務省が与党の公約を無視して、財務省政治・官僚政治をやってきたことだと思う。

今は、安倍さんが、非常に良く官僚を使って、経済財政諮問会議等、全部、自らが握るスタイルにした。これまで『官が「どうしても規制緩和できない。」としているものを根こそぎ緩和する。』という覚悟で社会構造を変えようとしている。

例えば、農業、医療である。

農地については“県で管理し、大農に貸す(売却する)”という対応を取り、土地の移動にモチベーションを与えたいと考えているようだ。つまり、農地の売買や賃借の自由化を図り、県が貸借関係とか借地料の取次ぎをするということだそう。

一方、医療であるが、この世界を風通し良くするということはたいへんだが、とてつもない刺激を与え、医療産業を育てようとしている。

次に、TPP。以前、日中韓にアセアンの10ヶ国を入れて、13か国の経済共同体を作ろうという話があった。中国は、1つの中華圏にするとということで、これに乗り気だった。通貨の名前まで「亜元」に決めていた。安倍さんになって、この13か国に、インドとオーストラリアとニュージーランドを加えた16か国でやろうとしたところ、中国が、途端に、興味を示さなくなった。このような時に、アメリカから「日本も入ってくれと。」と降って湧いた。

日本が入れば、環太平洋で、世界のGDPの4割の経済連携、経済共同体となる。



平成25年度事業計画(案) H25.4.1~26.3.31

活動の基本方針

申告納税制度の維持、発展に寄与する「健全な納税者の団体」として、税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、「税」を切り口とした様々な活動を引き続き着実に推進する。特に、公益社団法人への移行に伴い、税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する事業、地域企業の健全な発展に資する事業、地域社会への貢献を目的とする事業を積極的に展開する。

主な事業計画

1. 公益目的事業

- (1) 税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する事業(公益1)
 - イ. 新設法人説明会の開催
 - ロ. 年末調整説明会の実施
 - ハ. 税務講習会・研修会の実施
- ニ. 租税教室の開催
- ホ. ホームページ及び広報紙による税情報の発信
- ヘ. 国税電子申告・納税システム(e-Tax)の普及・利用の推進
- ト. 税の啓発用マンガ本の配布と税についての作品表彰
- チ. 税制改正の提言及び提言書の関係機関への提出
- リ. 租税教育用(TAX PR)下敷を配布
- ヌ. 全国青年の集い
- ル. 全国女性フォーラム
- (2) 地域企業の健全な発展に資する事業(公益2)
 - イ. 実務セミナー(商工会議所との連携を含む)の実施
 - ロ. 青年部会・女性部会研修視察の実施
- (3) 地域社会への貢献を目的とする事業(公益3)
 - イ. 記念講演会の実施

2. 収益等目的事業

- (1) 会員の交流、支援、会員増強に資するための事業(その他1)
 - イ. 総会、理事会、支部、部会等の会議後の懇談会
 - ロ. 部会研修視察懇談会
 - ハ. 祈願像の設置
 - ニ. その他の交流会
 - ホ. 会員の福利厚生等に関する事業

3. その他の事業等

各種会議等

新署長着任のごあいさつ



七尾税務署 杉野 武義 氏

署長プロフィール

(略歴) ・富山税務署総務課長(平成17年7月)
・名古屋国税不服審判所国税副審判官(平成18年7月)
・金沢税務署副署長(平成20年7月)
・金沢国税局総務部企画課長(平成21年7月)
・金沢国税局総務部人事第二課長(平成23年7月)
・七尾税務署長(平成25年7月)

本年7月の定期人事異動により、七尾税務署長を拝命しました杉野でございます。

公益社団法人七尾法人会の会員の皆様方には、平素から法人会活動を通じ、税務行政の円滑な運営につきまして、深いご理解と多大なご協力を賜っておりますことを、本誌をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

私は富山県小矢部市出身で、七尾税務署の勤務は初めてでございますが、当管内は、能登半島の中央部に位置し、南北には眺望に恵まれた山々、東西には全国でも唯一、自動車で行くことができる千里浜海岸を始め、能登外浦の荒々しい白波が打ち寄せる能登金剛や全国的にも有名な寒鰯などの定置網漁の七尾湾など自然豊かな土地柄であり、また、七尾出身の長谷川等伯など深い歴史に育まれた伝統文化を持つ土地柄でもあり、こちらに勤務できたことを大変嬉しく思っております。

更に、本年4月からの「のと里山海道」の無料化や能越道の部分開通、2015年春の北陸新幹線開業などによる能登地域への観光を含めた誘客による経済の活性化に対しても非常に期待を持っております。

私どもとしましては、これまで以上に七尾税務署の管内事情に精通し、税務行政を通して何かお役に立てればと考えておりますので、今後ともご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

公益社団法人七尾法人会におかれましては、「良き経営者を目指す者の団体」として、納税意識の高揚、会員の研鑽、地域社会への貢献活動を柱とし、組織の拡充、研修活動の充実に努められ、正しい税知識の普及と納税意識の高揚に大きく貢献されながら、地域社会の活性化に努めておられます。

また、本年4月1日から新たに公益社団法人七尾法人会としての活動をスタートされ、公益目的事業の推進に取り組まれ、租税教育などを通じた税の啓発活動や、地域社会貢献活動の充実など多岐にわたる事業活動を積極的に展開されておられます。

これもひとえに、歴代の役員並びに会員の皆様方の並々ならぬご熱意とご尽力の賜物であり、そのご苦勞に

対しまして心から敬意を表する次第であります。

さて、近年の経済社会の動きは、極めて大きく変化しており、引き続き、国民の負託に応えていくためには、国税庁の任務であり、税務行政の目標である「適正・公平な課税及び徴収の実現」に向けて、納税者の理解と信頼を得ることが重要であります。

そのためには、納税者サービスの一層の向上に努め、誠実な納税者に対しては親切、丁寧な対応を図り、一方、悪質な納税者に対しては厳しく対処していく所存であります。

私ども国税当局が、適正かつ公平な税務行政の推進、e-Taxの普及・定着、納税者の利便性の向上など、様々な課題に取り組む中で、多大なご協力とご理解をいただいている法人会の存在は、大変心強く、そして大きな支えとなってきたところであり、改めてお礼申し上げます。

当署としましては、今後とも皆様方とのコミュニケーションを大切にしながら協力関係を深め、税務行政に対する国民の信頼を揺ぎないものにして参りたいと存じますので、七尾法人会の皆様には、税に対するよき理解者として従来にも増してご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、七尾法人会のますますのご発展と会員の皆様方のご健勝と事業のご繁栄を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

【七尾税務署幹部職員のご紹介】

平成25年7月10日現在

署長	杉野 武義
総務課長	大林 正春
管理運営部門統括官	笹嶋 幸則
管理運営・徴収部門統括官	能登 靖博
個人課税第一部門統括官	橋本 久明
個人課税第二部門統括官	山田 勲
法人課税第一部門統括官	瀧田 英樹
法人課税第二部門統括官	炭谷 宏明
法人課税第一部門総括上席 国税調査官(法人会担当)	大野 敏治

聖域なき行財政改革の断行を

平成26年度 税制改正に関する提言

10月3日、青森市のリンクステーションホール青森において多数の役員・会員の参加を得て、第30回法人会全国大会が開催され、全国100万会員総意による要望事項が採決され、税制改正の提言が行われた。又、今後この提言内容の実現に向けて、全法連、県連、単位会における運動方法が報告、確認された。

《基本的な課題》

I. 社会保障と税の一体改革と今後のあり方

1. 社会保障制度のあり方に対する基本的考え方

- (1)年金については、「支給開始年齢の引き上げ」「高所得者の年金給付の削減」「マクロ経済スライドのデフレ対応」等、抜本的な施策を実施すべきである。
- (2)医療については、成長分野と位置付けて大胆な規制改革を行う必要がある。また、急増が見込まれる給付については、診療報酬(本体)体系、高齢者の窓口負担を見直すとともに、後発医薬品(ジェネリック)の使用促進を強化するなど思い切った抑制を図る。
- (3)介護保険については、真に介護が必用な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付のあり方を見直すべきである。
- (4)生活保護については、国民の不公平感や不信感が高まっていることから、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止など適正な運用が不可欠である。また、生活保護受給者の自立を高めるための雇用支援も重要である。
- (5)少子化対策では、現金給付より保育所の整備など現物給付に重点を置いた方が効果的と考える。
- (6)企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

2. 消費税引き上げに伴う対応措置

- (1)消費税の引き上げに当たっては、価格決定プロセスにおいて立場の弱い中小企業が適正に価格転嫁できるよう、転嫁対策特別措置法以外にも実効性の高い対策をとるべきである。
- (2)事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から、当面(税率10%程度までは)は単一税率が望ましい。また、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えるので、導入の必要はない。
- (3)低所得者対策として実施が見込まれている「簡素な給付措置」については、給付の対象や方法を十分考慮し、ばらまき政策とならないよう強く求める。

3. 財政健全化に向けて

- (1)財政健全化目標の達成は増税や税の自然増収のみに頼るのではなく、聖域なき歳出削減が不可欠といえる。そのためには各歳出分野別に削減目標を定め、その達成に向けた具体的方策と工程表を示すなど強固な財政規律が必要である。
- (2)消費税の引き上げに当たっては経済への負荷を和らげる財政措置も必要になるが、それが財政健全化を阻害しないよう十分注意すべきである。
- (3)国債の信認は金融資本市場に多大な影響を与え、成長をも左右すると考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

4. 行政改革の徹底

- (1)国・地方における議員定数の削減、歳費の抑制
- (2)国・地方公務員の人員削減、能力を重視した資金体系による人件費の抑制
- (3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減
- (4)民間にできることは民間に任せるなど、積極的な民間活力導入を行って成長につなげる

5. 今後の税制改革のあり方

- ・法人税や所得税などを抜本的に見直していくことが重要である。

6. 共通番号制度の導入について

- ・運用に当たっては個人情報保護の徹底に努め、制度の適切な運用を担保する措置を講じるとともに、コスト意識をもつことを強く指摘したい。



II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人税率の引き下げ

- ・法人実効税率は平成23年度税制改正により35.64%と5%引き下げられたが、復興財源に充てる特別法人税が課されている。しかも、アジア、欧州各国では近年、国際競争力の強化や外国資本の誘致などを目的に大幅な引き下げが行われている。我が国の引き下げにより先進国で最も高い税率となった米国も、オバマ政権が30%以下に引下げる案を打ち出した。このままでは再び我が国が最も高い税率となり、各国との税率格差は依然として解消しない。
- ・また、法人税に社会保険料を加えた企業負担の国際比較では、わが国は必ずしも高くないとの指摘もあるが、年々、社会保険料が引き上げられていく状況を加味すると、企業の負担感は高まっている。こうした状況が続けば、国内企業の海外移転が促進され、雇用への悪影響、さらには経済全体の衰退につながる恐れがある。こうした観点から、法人の税負担は地方税を含めて大に軽減すべきである。

(1)法人実効税率20%台の実現

(2)中小企業の軽減税率の15%本則化と適用所得金額の引き上げ

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- ・中小企業はわが国経済の礎であり、また、地域経済の担い手である。その中小企業が時代や環境の変化、特にグローバル化の流れの中で存在を確保し、経済社会への貢献を続けることができるような税制の確立が求められる。

(1)中小企業の活性化に資する税制措置は本則化等

①中小企業投資促進税制の拡充

- ・特別償却率および税額控除率の大幅引き上げ
- ・対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める
- ・税額控除適用の対象企業を「資本金1億円以下」に引き上げ

②少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例について、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

- (2)交際費課税の見直し
- (3)役員給与の損金算入の拡充
 - ①役員給与は原則損金算入とすべき
 - ②同族会社も利益連動給与の損金算入を認めるべき

3. 事業承継税制の拡充

わが国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、経済の根幹を支える重要な存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が承継できなくなることは、日本経済に大きな損失を与えるものである。

平成25年度税制改正において、納税猶予制度の要件緩和や手続きの簡素化が図られるなど大幅な見直しが行われたことは評価できるものの、中小企業が円滑な事業承継を行うにはまだ不十分であることから、さらに以下の点について見直しを求めたい。

- (1)相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実
 - ①株式総数上限(3分の2)の撤廃と相続税の納税猶予割合(80%)を100%に引き上げる。
 - ②死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除するよう見直す。
 - ③対象会社を拡大する。
- (2)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

III. 国と地方のあり方

- ・地方分権は我が国の行財政システム面での硬直性は正や地域経済活性化の観点から必然的流れになっているが、依然として具体的議論は深化していない。分権化を加速させるには、国と地方の役割分担とそれに対応する行財政のあり方を明確にしていかなければならない。
- ・地方分権は権限を地方に移行することだが、同時に地方の責任も増すことを意味する。つまり、分権には地方が国依存から脱却し、自立・自助の体質を構築することが何より重要なのである。
- ・国の財政は破たん寸前だが、地方財政は黒字である。そうした中でも国は借金によって地方交付税を加算しているし、消費税の引き上げ率も地方が国を上回る状況にある。にもかかわらず、地方の公務員給与や議員報酬は高止まりしたままであり、地方自ら身を削る行革努力が極めて不足しているといえる。
- ・中期財政計画では地方財政について「リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切り替え」を盛り込み、歳出・歳入両面からの改革に取り組むとしている。それには、地方が行革や地方交付税改革、適正な課税自主権の発揮などを通じて責任を自覚することが極めて重要になろう。
- (1)広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。それに伴い、基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進するとともに、議員定数削減や行政のスリム化などの合併メリットを追求する必要がある。
- (2)行財政改革を行うために、例えば「事業仕分け」のようわかりやすい手法を広く導入すべきである。
- (3)地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイルズ指数が是正されつつあるものの、手当てなどを含めると依然としてその水準は高く、適正水準への是正が必要である。それには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すべきである。
- (4)地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たさ

なければならない。また、高すぎる議員報酬の一層の削減を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制導入などの流れを加速させるべきである。

- (5)身近な行政サービスを行う地方には安定的財源が必要であり、景気による変動や地域による税収偏在の大きい税制は望ましくない。現在の地方法人二税に大きく依存している状況には問題があり、見直しを検討することが必要である。

IV. 震災復興方

- ・被災地の復興については、一定の対応措置が講じられたものの、いまだ不十分である。予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、さらなる税制上の対応等、実効性のある措置を講じるよう求める。

V. その他

1. 環境問題に対する税制上の対応

環境問題に対する税制上の対応については、国内外の議論の動向、既存のエネルギー関係税制との調整を図りつつ、国・地方の役割等、幅広い観点から時間をかけて慎重に検討が行われる必要がある。

2. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減をはかるため、国税と課税基準を同じくする法人事業税、法人・個人の道府県民税、市町村民税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るよう求める。

3. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税を適正に納め、税の用途についても厳しく監視する必要がある。しかしながら、税の意義や、税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとはいえない。このため、学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていくことが必要である。

平成26年度税制改正に関するスローガン

まさに今。

国・地方とも聖域なき行財政改革の断行を！

持続可能な社会保障制度を確立し、
国民の将来不安の払拭を！

中小企業の重要性を認識し、
経済活性化に資する税制措置の拡充を！

所得税は広く薄く負担を求め、
努力した人が報われる税制の構築を！

法人実効税率は、
欧州・アジア主要国並みの20%台に引き下げを！

本格的な事業承継税制を確立し、
地域経済を支える中小企業に配慮を！

消費税引き上げに際しては、
景気に配慮するほか行財政改革の徹底を！

国と地方の役割分担を見直し、
地方の自立・自助の推進を！

被災地の復興を図るため、
税制上の対応を含めて実効性のある措置を！

〔主な改正事項を掲載しましたので他の事項も含めて詳細については税務署等に照会して下さい〕

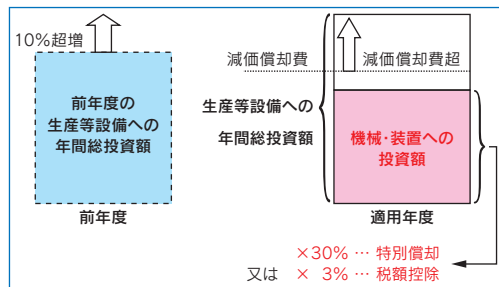
法人税関係

1 生産等設備投資促進税制の創設

適用事業年度において取得し、適用事業年度終了の日に保有している国内の生産等設備の取得価額の合計が、次のイ及びロの要件を満たした場合、新たに国内において取得等し、事業の用に供した機械・装置について、特別償却(取得価額の30%)と税額控除(取得価額の3%)のうち、いずれかを選択適用できる制度が創設されました。

- イ 適用事業年度の減価償却費を超えた場合
- ロ 適用事業年度の前事業年度と比較して10%超増加した場合

適用期日 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度に取得等した資産について適用されます。



2 環境関連投資促進税制の拡充等

再生可能エネルギー関連設備に係る即時償却の対象資産に熱電併給型動力発電装置(コージェネレーション設備)が加えられ、その適用期限が平成27年3月31日まで2年延長されました。また、エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の30%の特別償却制度及び中小企業のみ適用される法人税の特別控除制度(7%)は、対象設備の項目が新規追加されるとともに、適用期限が平成28年3月31日まで2年延長されました。

適用期日 平成25年4月1日以後に取得する資産について適用されます。

3 研究開発税制の拡充

- ① 試験研究費の総額に係る税額控除制度、特別試験研究費の額に係る税額控除制度及び中小企業基盤強化税制について、2年間の時限措置として、控除税額の上限がその事業年度の法人税額の30%に引き上げられました。
- ② 「特別試験研究費の額に係る税額控除制度」の対象となる試験研究費の範囲に、一定契約に基づき企業間で実施される共同研究に係る試験研究費等が追加されました。

適用期日 ①の改正については、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度分の法人税について適用されます。
②の改正については、平成25年4月1日以後に支出する試験研究費の額について適用されます。

4 所得拡大促進税制の創設

青色申告書を提出する法人が、国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、次の要件をすべて満たすときは、その雇用者給与等支給増加額の10%(中小企業者等は20%)を税額控除できる制度が創設されました。

- イ 基準年度(注)と比較して5%以上給与等支給額が増加していること
- ロ 給与等支給額が前事業年度を下回らないこと
- ハ 平均給与等支給額が前事業年度を下回らないこと

(注) 基準年度とは、平成25年4月1日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度をいう。

適用期日 平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

5 雇用促進税制の拡充

青色申告書を提出する法人の雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度について、増加雇用者1人当たりの税額控除限度額が20万円から40万円に引き上げられ、適用要件判定の基礎となる雇用者の範囲の見直しが行われました。

適用期日 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度において適用されます。

6 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の創設

経営改善に関する指導及び助言(注)を受けた青色申告書を提出する特定の中小企業者等が、その指導及び助言を受けて経営改善のための設備投資を行い指定事業の用に供した場合に、特別償却(その設備の取得価額の30%)と資本金3,000万円以下の法人は、税額控除(その設備の取得価額の7%)が選択適用できる制度が創設されました。

(注) 商工会議所、経営革新等支援機関等による法人の経営改善及びこれに必要な設備投資等に係る指導及び助言

適用期日 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に取得等する経営改善のための設備について適用されます。

7 中小企業の交際費課税の特例の拡充

中小法人[資本(出資)金額が1億円以下]に係る交際費等の損金算入の特例について、定額控除限度額が年800万円に引き上げられ、定額控除限度額までの損金不算入額が0とされました。

適用期日 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度において適用されます。

新設法人説明会

2月13日、七尾税務署と共催により、新設法人説明会が開催された。

新設法人に対して、七尾法人会は七尾税務署管内の約1,150社が加入する健全な納税者団体であり、正しい税知識の提供や企業の福利厚生制度の充実等に取り組んでいることを説明し、加入の働きかけを行った。



実務セミナー

7月18日、タブレット&スマートフォンを活用した中小企業のIT化セミナーが開催された。

セミナーでは、いろいろな現場での使い方について具体的な事例が紹介され、品質、顧客満足度の向上や効率的な業務遂行などの効果を知ることができた。



改正税法説明会

8月28日、29日の両日、羽咋、七尾の2会場で「平成25年度税制改正」について説明会が開催された。

平成25年度税制改正では、「成長と富の創出の好循環」の実現に向け、民間投資の喚起、雇用・所得の拡大、中小企業対策・農林水産業対策等のための税制上の様々な措置が講じられており、主要な改正事項について七尾税務署審理担当官による説明が行われた。

税務懇談会

国税庁の定期人事異動により、7月10日付で新しく七尾税務署長に着任された杉野武義氏を迎えて、理事会と税務懇談会が9月11日開催された。

杉野署長からは、適正かつ公平な税務行政を推進していく中で、法人会の役割は大であり、日頃の法人会活動に感謝の意が述べられるとともに、今後においても、絶大な協力を依頼された。



ご案内

7月31日をもって越田隆が退任し、越後清貴が事務局長に就任いたしました。

越田前事務局長の後を引き継ぐことになりました。

七尾税務署での勤務は、平成11年7月からの1年間でしたが、当時は七尾法人会の活動にも参加させていただいており、今回、再び御縁がありまして、お世話になることになりました。会員の皆様のご支援とご協力を賜り、公益社団法人としての各種法人会活動の活性化に努める所存です。これから、いろいろとご迷惑をお掛けするかと存じますが、何卒、よろしくお願い申し上げます。



事務局長
越 後 清 貴

青年部会だより

実務セミナー



＝ゲームをとおして経営的感覚を学ぶ＝

平成24年11月30日、経営セミナー“ビジネスシミュレーションゲーム「THE 商社」”が開催された。

1グループ(4～5名)を一つの企業として、与えられた資源の中で戦略を立て、他チームとの交渉を通して自社の利益最大化を目指すビジネスゲームを体験した。この体験で、行動力とリーダーシップを発揮することによる勝つための戦略立案能力等、ビジネスパーソンとしての必要な知識・スキルを学ぶができた。

租税教室の開催

法人会の社会貢献活動として積極的に取り組んでいる租税教室を、鳥屋小学校、邑知小学校、山王小学校の6年生を対象に開催した。税金のある社会と税金の無い社会で税金の必要性を説明し、理解を求めた。



研修視察 これがドラエモンの朝礼だ！

朝礼の意味

- ①営業に入る為のテンション上げ
- ②企業コンセプトの浸透
- ③基本姿勢の徹底
- ④手を挙げることとスピーチの訓練
- ⑤メンタルトレーニング

朝礼の価値

- ①テンションが上がって楽しく仕事ができる。
- ②コンセプトに沿った価値観共有ができて、全然違う価値観の人がいなくなり、気持ちよく働ける職場になって楽しい。
- ③きちんとちゃんとするにより、礼儀正しさが身につく。統制がとりやすくなり、まとまりのある組織ができるので、何でもうまくいく。
- ④手を挙げることやスピーチすることは前向きな行動。前向きな行動をとれるようになる訓練になっている。
- ⑤日々勉強ができ、考え方の幅が広がる。また、新たな自分を見つけ出せる。

2月3日から4日、ジャパン興業株式会社へ。

朝礼を見学。活力を得た研修視察でした。

＝ 企業コンセプト ＝
何事にも前向きで
挨拶と掃除によって、社会を明るくし
お客様の満足を自らの喜びとし
すべてに感謝ができ
そこに働く人の物心両面の
幸福をめざします

輪島法人会青年部会との 親睦ゴルフ大会

秋晴れの空のもと恒例の親睦ゴルフコンペが、10月22日、ザ・カントリークラブ能登で開催され、日頃の練習の成果を発揮した。コンペ終了後、輪島市内へ会場を移し、より一層の親睦を深めた。コンペの成績は次のとおり。

優勝 山本健一(七尾)、準優勝 三辻敬(輪島)、3位 辻和宏(輪島)



女性部会だより

租税教室の開催

法人会の社会貢献活動として積極的に取り組んでいる租税教室を、徳田小学校6年生を対象に開催した。当日は、多田女性部会長が講師を担当した。今後は、租税教育活動の一環として、小学生を対象に税に関する「絵はがきコンクール」についても実施していきたい。



女性フォーラム「愛知大会」

法人会における女性部会の役割には、年々大きな期待が寄せられてきております。女性部会では、会員の資質向上と情報共有による法人会活動のさらなる充実、活性化を目的に、毎年、開催されています。本年は4月11日、愛知県名古屋市で全国から約1,500名が参加し、開催された。



研修視察



「おもしろうて やがて悲しき鵜舟かな」

6月19日から20日、「業務の役割分担と意思疎通」をテーマにし、1,300年の以上の歴史を持つ長良川の鵜飼を見学し、鵜匠の御自宅でお話しをお聞きしました。

ご存じのとおり、鵜飼は、鵜匠のほかに助手の「なか乗り」と舟の舵をとる「とも乗り」が鵜舟に乗り、3人が1組となって鵜を使い、鮎を捕る漁法です。

まさに、鵜と鵜匠・とも乗り・なか乗りの相互信頼に基づくチームプレイを目の当たりにし、企業経営の基本を再認識させられました。

鵜匠の正式な職名は、宮内庁式部職鵜匠といい、世襲で受け継がれ、現在、長良川の鵜匠は6人で、宮内庁職員として海外のVIPをおもてなしする大切な役も担っているとのことでした。

鵜匠は、長良川を眺めながら、伝統装束の勇姿で鵜を一羽横において、実際の手縄（たなわ）の状態を見せて、「鵜は、卵から育てるのではなく渡り鳥で、野生の海鵜を捕獲し、厳しい訓練を経て一人前の鵜となる。」と話し、生活の全てを鵜飼ひとすじに送る匠の名の重みを感じました。

併せて、老舗人形店にも訪問し、節句人形工芸士に認定されている三代目にお逢いしました。

時代を超えて受け継がれる技を生かし、若者の持つ新しい感性で生まれる三代目の人形は、今にも語りかけてきそうな豊かな表情で、何か引き込まれそうになるような、言葉にできない存在感をもっていました。

今回の視察研修は、伝承の歴史、日本の伝統の奥深さを鵜飼いの「動」と人形の「静」との両面で感じる貴重な体験となりました。 多田 佐永子



交流会

10月3日、輪島法人会女性部会との恒例の交流会が26名の参加を得て開催された。

当実は、真言宗亀鶴蓬萊山「正覚院」と「妙成寺」を拝観し、コスモアイル羽咋でシアター観賞を行った。

訪問先毎にボランティアガイドの今井憲昭さんから丁寧な説明、案内があり、特に、正覚院では長谷川信春（等伯26歳時）が描いた作品「十二天画像」にめをみはった。



『税を考える週間』“税の役割と税務署の仕事”《11月11日(月)～17日(日)》

国税庁では、毎年11月11日から11月17日までを「税を考える週間」と定め、各種の広報・広聴活動を行っています。

今年は、「税の役割と税務署の仕事」をテーマとして、税の役割、適正・公平な課税と徴収の実現に向けた庁局署の取組や国税庁のIT・国際化に対する諸施策について紹介します。

おめでとうございます

この度、永年の法人会活動等の御功績に対し表彰が授与されました。

国税局長表彰



小倉 淳氏

署長表彰



川下公博氏

署長表彰



南 哲郎氏

七尾税務署管内の主な行事

行 事 名	日 時	会 場
小中学生の税に関する作品展	11月11日(月)～11月17日(日)	七尾パトリア・コスモアイル羽咋・志賀町文化ホール・アスク・宝達志水町役場・宝達志水町民センターアステラス・アルプラザ鹿島店
納税表彰式	11月15日(金)15:00～	フォーラム七尾

年末調整説明会

正しい事務処理を行うためにも、源泉徴収義務者の方々は是非ご出席ください。

なお、説明会の前までに関係用紙を送付することとしていますので、事前に送付した用紙を必ずお持ちください。

月 日	時 間	会 場	対 象 地 域
11月19日(火)	13:30～15:30	羽咋すこやかセンター (旧羽咋文化会館)	羽咋市・宝達志水町
11月20日(水)	10:00～12:00 13:30～15:30	七尾サンライフプラザ	七尾市・中能登町
11月21日(木)	13:30～15:30	志賀町文化ホール	志賀町

*お問い合わせ先 七尾税務署 法人課税第1部門 (☎0767-52-9338)

*開催会場では、駐車台数に限りがありますので、あらかじめご了承ください。

《石川県・各市町からのお知らせ》

個人住民税の特別徴収のお知らせ

事業主のみなさまへ

従業員の個人住民税は、事業主の特別徴収が義務づけられています！

～個人住民税の特別徴収とは～

所得税の源泉徴収と同じように、事業主が、従業員に代わって、毎月の給与から個人住民税(市町民税+県民税)を徴収(給与天引き)し、従業員の住所地の市町へ毎月納入する制度です。

なお、従業員が常時10名未満の事業所等は、市町長の承認を受けて年12回の納期を年2回にする納期の特例制度がありますので、詳しくは各市町へ御相談ください。

《お問合せ先》

◎手続きについて 七尾市税務課 TEL: 0767-53-8412、羽咋市税務課 TEL: 0767-22-7130、
志賀町税務課 TEL: 0767-32-9142、宝達志水町税務課 TEL: 0767-29-8150、
中能登町税務課 TEL: 0767-74-2807
◎制度について 石川県総務部税務課 TEL: 076-225-1271



県税キャラクター
直之くん

事務局だより

(平成25年4月1日～平成25年10月31日)

- 4. 1 1 全国女性フォーラム「愛知大会」
- 4. 1 7 県連総務委員会
- 4. 1 8 県青連協正副会長・監事会議
- 4. 1 8 県女連協正副会長・監事会議
- 4. 2 2 青年部会正副部会長会議
- 4. 2 4 女性部会役員会
- 4. 2 4 女性部会第18回通常総会・記念講演会



記念講演会

- 5. 8 県連正副部会長会議及び役員会
- 5. 1 3 理事会及び福利厚生制度推進連絡協議会
- 5. 8 県連正副部会長会議及び役員会
- 5. 1 3 理事会及び福利厚生制度推進連絡協議会
- 5. 2 7 青年部会正副部会長会議
- 5. 2 9 県連第1回通常総会
- 6. 3 第1回通常総会・記念講演会
- 6. 4 県青連協第22回定時連絡協議会
- 6. 4 県女連協第13回定時連絡協議会
- 6. 6 県連税制委員会
- 6. 1 1 北法連定時役員総会
- 6. 1 2 青年部会役員会
- 6. 1 2 青年部会第22回通常総会・記念講演会



記念講演会

- 6. 1 9 全法連評議員会
- 6. 1 9 女性部会研修視察(19日～20日)
- 7. 1 0 県青連協正副・北陸地区青連協連絡会議
- 7. 1 8 実務セミナー
- 7. 2 4 女性部会正副部会長会議
- 8. 2 7 県連厚生事業委員会
- 8. 2 8 定例研修会 羽咋会場
- 8. 2 9 定例研修会 七尾会場
- 9. 4 県連共益事業(組織)委員会
- 9. 1 1 税務懇談会
- 10. 3 法人会全国大会「青森大会」
- 10. 3 輪島法人会女性部会との交流会
- 10. 2 2 輪島法人会青年部会との親睦ゴルフ

新会員紹介

◆(平成24年11月1日～25年10月31日)◆

法人名	代表者氏名
楓の家(株)	鳥本 友子
(株)鹿渡島定置	酒井 秀信
(株)笹山建機	笹山 重利
(株)TKY	中村 敏幸
(株)フローリア	谷口 順子
(有)村上製作所	村上 勇
(有)ヤマダ板金工業	山田 明彦

会員募集

法人会では税務研修会、講演会など幅広い活動を通じて、企業の繁栄と社会の健全な発展に貢献しています。

- ・お問い合わせ・連絡先 公益社団法人七尾法人会
電話 0767-53-6629
- ・ホームページのご案内
<http://nanao.ishikawa-kenhouren.or.jp/>

《石川県・各市町からのお知らせ》

地方税の電子申告(eLTAX)のお知らせ

エルタックス



石川県及び県内19市町では、地方税の申告手続きをインターネットで行うことができます。
自宅やオフィスで申告手続きができ、複数の地方公共団体へ作成した申告書を一度に送信することができますので、ぜひ御利用ください。

◎対象税目

県 税：法人県民税、法人事業税、地方法人特別税
市町村税：法人市町村民税、個人住民税（給与支払報告書等）、固定資産税（償却資産）等

《電子申告についてのお問合せ先》

一般社団法人 地方税電子化協議会

ホームページ <http://www.eltax.jp/>
電話 0570-081459、045-759-3931 [IP電話やPHSなどの場合]
受付時間 8:30～21:00（土・日・祝祭日、年末年始を除く）



県税キャラクター 直之くん

申告や各種届出を **e-Tax** で提出している方は
是非ご利用ください。

イータックス

納税証明書も **e-Tax** で オンライン請求しませんか？



あなたの会社と社員の皆さまを守る法人会福利厚生制度

企業のための保障制度

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

もしものときの企業防衛

経営者大型総合保障制度

経営者や従業員が在職中に病気や事故により、死亡や入院などの事態に遭われた場合、企業を守り、事業が滞りなく継続できるよう、生命保険と損害保険がセットになった法人会会員のための制度です。

企業保障プラン
Jタイプ

(無配当重大疾病保障保険)

経営者の重大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)時におけるリスク対策のために

《取扱会社》大同生命保険株式会社 ☎0120-789-501 AIU保険会社 ☎0120-321-564



経営を取り巻く様々な
リスクから企業を守る!!



法人会のビジネスガード
Business Guard

《取扱会社》AIU保険会社 ☎0120-321-564

政府労災の上乗せ保障制度

アットワーク
ハイパー任意労災

火災と地震災害に備える

プロパティガード
+地震対策プラン

企業向け第三者賠償保険

企業賠償保険
STARS (スターズ)

個人情報の漏洩事故対策

個人情報漏洩
対策プラン

個人のための保障制度

\\従業員の皆様もご加入いただけます!!



がん保険制度

集団取扱料率の割安な保険料が適用となります。

医療保険制度

— 法人会 —

生きるための
がん保険 Days

〈がん〉に関する悩みや不安、
疑問にお答えします。

= 法人会専用電話《無料》 =

0120-889-347
はやく 診ような
FreeDial 毎週月~木曜日 11:00~15:00

— 法人会 —

もっと頼れる医療保険

新EVER

エヴァー

個人のための福利厚生制度

— 法人会 —
未来の自分が決める保険

WAYS
ウェイズ

● 法人会終身保険 ● 法人会定期保険
● 法人会養老保険 ● 法人会家族生活保障保険
もあります。

《取扱会社》アフラック ☎0120-876-505

● 保障内容のお問合せは、各取扱会社へ。 ●